（総務部に置く課等）

第十一条　総務部に、次の六課及び一室を置く。

総務課
政策課
人事課
会計課
契約課
厚生課
広報広聴室

（総務課の所掌事務）

第十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　測量士及び測量士補の登録並びに測量士試験及び測量士補試験の実施に関すること（企画部の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（削る）

四～九　（略）

（政策課の所掌事務）

第十二条の二　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　測量法（第六章を除く。）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二　国土地理院の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。

三　国土地理院の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに国土地理院の所掌事務に関する政策に関する事務の調整に関すること。

（削る）

（地理空間情報部の所掌事務）

第三十七条　地理空間情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　基本測量及び公共測量の測量成果の複製及び使用の承認に関すること。

十～十四　（略）

（情報企画課の所掌事務）

第四十一条　情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　基本測量及び公共測量の測量成果の複製及び使用の承認に関すること。

（空間情報技術活用推進官）

第四十六条の二　基本図情報部に、空間情報技術活用推進官一人を置く。

2　空間情報技術活用推進官は、命を受けて、基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第十一条　総務部に、次の五課及び二室を置く。

総務課
人事課
会計課
契約課
厚生課
広報広聴室
政策調整室

（総務課の所掌事務）

第十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　測量法の施行に関する事務のうち、同法第六章に規定するもの以外のものに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

四　国土地理院の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。

五～十　（略）

（新設）

（政策調整室の所掌事務）

第十七条の二　政策調整室は、国土地理院の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに国土地理院の所掌事務に関する政策に関する事務の調整に関する事務をつかさどる。

（地理空間情報部の所掌事務）

第三十七条　地理空間情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　測量法の施行に関する事務のうち、基本測量及び公共測量の測量成果の複製及び使用の承認に関すること。

十～十四　（略）

（情報企画課の所掌事務）

第四十一条　情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　測量法の施行に関する事務のうち、基本測量及び公共測量の測量成果の複製及び使用の承認に関すること。

（新設）